

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
利用者負担（保育料）基準額表【2号・3号認定】

令和8年度

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担（保育料）の月額			
階層区分	定義	3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	6,300円 (3,150円)	6,200円 (3,100円)	0円 (0円)	0円 (0円)
D 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	7,550円 (3,770円)	7,400円 (3,700円)	0円 (0円)
D 2		5,000円以上48,200円未満	8,400円 (4,200円)	8,250円 (4,120円)	0円 (0円)
D 3		48,200円以上56,600円未満	10,350円 (5,170円)	10,150円 (5,070円)	0円 (0円)
D 4		56,600円以上66,200円未満	12,900円 (6,450円)	12,700円 (6,350円)	0円 (0円)
D 5		66,200円以上86,600円未満	18,150円 (9,070円)	17,850円 (8,920円)	0円 (0円)
D 6		86,600円以上105,800円未満	24,750円 (12,370円)	24,350円 (12,170円)	0円 (0円)
D 7		105,800円以上144,500円未満	31,000円 (14,000円)	30,450円 (13,750円)	0円 (0円)
D 8		144,500円以上154,700円未満	34,400円 (15,700円)	33,800円 (15,450円)	0円 (0円)
D 9		154,700円以上166,100円未満	39,700円 (18,350円)	39,050円 (18,050円)	0円 (0円)
D 10		166,100円以上185,900円未満	42,200円 (19,600円)	41,500円 (19,250円)	0円 (0円)
D 11		185,900円以上225,000円未満	45,900円 (21,450円)	45,100円 (21,100円)	0円 (0円)
D 12		225,000円以上	49,500円 (23,250円)	48,650円 (22,850円)	0円 (0円)

- D階層の市町村民税所得割の額は、「調整控除」を除く税額控除適用前の額で算定します。
※「住宅借入金特別控除」、「寄付金控除」、「配当控除」等は適用されません。
- 年度の途中で3号認定（3歳未満児）から2号認定（3歳以上児）に変更となっても、同一年度内は3号認定の利用者負担額を適用します。
- 市町村民税所得割の額が77,101円未満の世帯で、母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯については、利用者負担額を0円とします。
- 1世帯から2人以上の就学前児童が下記の施設等を利用している場合は、2人目の利用者負担額を（ ）内の額とし、3人目以降については0円とします。
対象施設（事業）：幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業
- 1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降の児童の利用者負担額は、申出に基づき0円となります。（利用者負担に滞納がない世帯に限る。）
- 市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の利用者負担額を（ ）内の額とし、第3子以降の利用者負担額を0円とします。
- 教材費等の実費負担、3歳以上児の給食費については、別途かかります。
- 次の（ア）又は（イ）に該当する場合は、(7)の給食費のうち副食費が免除になります。
（ア）市町村民税所得割の額が、57,700円未満（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯
（イ）1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降の児童
ただし、利用者負担に滞納がない世帯に限ります。
また、第3子以降利用者負担等無料化申請書の提出が必要です。